

大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」デザイン使用取扱要領

27 総総発第 12309 号平成 28 年 3 月 1 日区長決定

改正 28総総発第11652号平成28年11月10日区長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」デザイン使用取扱要綱(27総総発第12309号平成28年3月1日区長決定。以下「取扱要綱」という。)に基づき、大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」(以下「キャラクター」という。)デザインの使用を許諾された者(以下「使用者」という。)が、キャラクターデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(素材提供)

第2条 区長は、使用者に対し、別に定める大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」デザイン使用マニュアル(以下「デザイン使用マニュアル」という。)記載のキャラクターデザインの素材を貸与するものとする。

2 使用者は、キャラクターデザインの素材の使用が終了したときは、直ちに貸与を受けた素材を返還又は消去しなければならない。

3 使用者は、区長に対して返還を完了するまでの間、貸与を受けた素材を、善良な管理者の注意を尽くして管理し、使用しなければならない。

(使用方法)

第3条 使用者は、キャラクターデザインの使用につきこの要領、取扱要綱及びデザイン使用マニュアルの記載事項を遵守しなければならない。

(キャラクター名等の表示)

第4条 使用者は、キャラクターデザインを使用した物品等(以下「物品等」という。)1つにつき、次に掲げるいずれかの表示方法により、キャラクター名等を表示しなければならない。

(1) 別図使用例1に示す「大田区公式PRキャラクター」「はねぴょん」「©大田区」

(2) 別図使用例2に示す「Ota City official PR character」「Hanepyon」「©Ota City」

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、区長が適当と認めた場合は、物品等1つにつき、次に掲げるいずれかの表示方法により、キャラクター名等を表示することができるものとする。

(1) 別図使用例3に示す「大田区公式PRキャラクター」「はねぴょん」

(2) 別図使用例4に示す「Ota City official PR character」「Hanepyon」

(3) 別図使用例5に示す「はねぴょん」「©大田区」

(4) 別図使用例6に示す「Hanepyon」「©Ota City」

(5) 別図使用例7に示す「©大田区」

(6) 別図使用例8に示す「©Ota City」

3 前2項に規定する表示の方法について、区長は、必要な場合は、使用者に対して指示をするものとする。

(監修)

第5条 使用者は、区長に対し物品等の原稿、原画、版下、校正刷り、サンプル品等が完成したときは速やかにこれらを提出し、区の監修を受けなければならない。

2 前項の監修において、区は、この要領、取扱要綱又はデザイン使用マニュアルに抵触すると判断した場合は、使用者に対し、当該原稿等の修正又は変更を求めるものとする。

(完成品の提出)

第6条 使用者は、区長の監修及び承諾を受けた後、区長に対し物品等の完成品を提出しなければならない。ただし、使用形態上、提出が難しい場合は、区と協議の上、書面等での報告に代えることができる。

2 使用者は、前項に定める完成品の提出及び区による確認が終わるまで物品等の製造、配布、販売等を開始してはならない。

(告知)

第7条 使用者又は使用者が指定する者は、次の各号に定める媒体において、物品等の画像を使用することができる。

- (1) チラシ、カタログ等の商品広告
- (2) 使用者が発行する広報誌、資料等
- (3) 新聞及びテレビ等の報道、紹介及び番組
- (4) 使用者の申出により区が認める媒体

2 前項に規定する物品等の画像は、キャラクターを含む物品等全体の画像又は図版として使用するものとし、物品等を媒体としないキャラクター又は物品等の部分として抽出されたキャラクターとして使用してはならない。

(管理責任)

第8条 使用者は、使用者の責任により物品等の制作、製造、配布、販売、管理等を行わなければならない。

2 使用者は、使用者から委託を受けた者が物品等の制作、製造、配布、販売、管理等を行う場合においても、前項の責を免れない。

3 使用者は、物品等に起因する事故により、第三者の生命、身体、財物等に損害を負わせた場合、使用者の責任において適切な対処をしなければならない。

4 前項の事故範囲は、製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく物品等に起因する事故全般とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要領は、平成28年11月15日から施行する。

2 改正後の大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」デザイン使用取扱要領の規定は、施行の日以後使用許諾申請を行ったものから適用し、同日前に当該申請を行ったものについては、なお従前の例による。

別図（第4条関係）

使用例1



大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

使用例3



大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

使用例5



はねぴょん

使用例7



©大田区

使用例2



©Ota City

Ota City official PR character

Hanepyon

使用例4



Ota City official PR character

Hanepyon

使用例6



©Ota City

Hanepyon

使用例8



©Ota City